

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

| | | | |
|-----|---|--------|----|
| 規 則 | 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を 改正する規則 | 福利・給与室 | 1頁 |
| 公 告 | 公立学校の廃止届の受理 | 学校施設室 | 1頁 |
| 正 誤 | 平成18年3月17日付け第1530号 | 文化財保護室 | 2頁 |

規 則

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成十八年六月三十日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県教育委員会規則第十九号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「委嘱され、若しくは離職し、又は死亡した場合における手当の額は、別表第一に掲げる基本額及び加算額（前項ただし書に該当する場合にあつては、教育長が別に定める額）を十二で除して得た額に在職した月数（月の途中において委嘱され、若しくは離職し、又は死亡した場合においては、委嘱され、若しくは離職し、又は死亡した日の属する月を含む。）を乗じて得た額に、同表に掲げる加給額を加えて得た額とする。」を「委嘱されたときはその日から、離職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの手当を支給する。」に改める。

第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により支給する場合の手当の額は、別表第一に掲げる基本額及び加算額（第一項ただし書に該当する場合にあつては、教育長が別に定める額）を月割計算して得た額に、同表に掲げる加給額を加えて得た額とする。ただし、月の途中において新たに委嘱され又は離職したとき（死亡したときを除く。）の当該月分の基本額及び加算額の算定は、現日数を基礎として日割により行つ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成18年6月30日

三重県教育委員会

| 名 称 | 廃止しようとする日 | 廃 止 の 理 由 |
|-----------|-----------|--|
| 尾鷲市立古江小学校 | 平成18年7月1日 | 現在休校中の古江小学校の跡地を利活用して 地区の活性化に寄与するため。 |

正 誤

平成18年3月17日付け三重県教育公報第1530号に登載しました、三重県指定有形文化財の指定の告示中

ページ 行
1 下から22

誤

| | | | | |
|------|---------------------|------|-------------|-----|
| 考古資料 | 初期須恵器・韓式系土器（六大A遺跡出） | 107点 | 多気郡明和町竹川503 | 三重県 |
|------|---------------------|------|-------------|-----|

正

| | | | | |
|------|----------------------|------|-------------|-----|
| 考古資料 | 初期須恵器・韓式系土器（六大A遺跡出土） | 107点 | 多気郡明和町竹川503 | 三重県 |
|------|----------------------|------|-------------|-----|